

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策市民生活応援給付金	①全市民を対象に現金給付を行い、食品等の価格高騰に苦しむ生活者を支援する。 ※食品等の価格高騰に苦しむ市民を支援するため、緊急性の高い事業であり、可能な限り迅速な支援を開始するため現金給付を実施する。 ②給付金及び事務費等 ③【給付金】 31,000人×5,000円=155,000千円 【事務費等】 9,726千円 (事務費等内訳) 人件費(会計年度) 4,090千円 郵便料2,050千円(17,400通×110円=1,914千円・1,000通×136円=136千円) 委託料1,000千円(発送データ抽出加工作業) 振込手数料1,925千円(16,400世帯×110円/件=1,804千円・880円+330円=1,210円×100件=121千円(組戻し&再振込手数料)) 消耗品費等 661千円 ④令和8年2月1日時点で住民登録のある市民	R8.2	R8.3
2	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	令和6年度四万十市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【生活保護受給世帯分】	①物価高が続く中で低所得世帯(生活保護受給世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯(生活保護受給世帯)への給付金及び事務費 ③生活保護受給世帯(住民税均等割が課されている世帯) 給付費:世帯に対する給付 8世帯×30千円=240千円、子ども加算 1人×20千円=20千円 事務費:93千円 ④低所得世帯(生活保護受給世帯で住民税均等割が課されている世帯)の給付対象世帯数(8世帯)	R7.4	R7.7
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策四万十市立小中学校児童生徒給食費一部免除事業(R6補正分)	①原油価格や物価高騰に直面する子育て世代に対し、市が供給している給食費を一部免除することで家庭の負担を軽減する。 ②学校給食費11期分 ※給食費は給食材料費の財源とされているところ、給食材料費の歳出に対し給食費に代わり交付金を充当するもの。 ③学校給食費(減免:月額50円)×児童・生徒数(R7年度見込) 1人当減免額50円×11期195日=9,750円 小学校児童数 1,438人、中学校生徒数:662人、合計:2,100人 9,750円×2,100人=20,475,000円 ④四万十市立学校給食センターで給食を提供する児童・生徒の保護者(教職員等を除く)	R7.4	R8.3
4	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策四万十市省エネ家電製品等買い替え促進補助金	①物価高騰において、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ家電製品への買い替えを促進し、電気料金の負担軽減による生活者支線を目的とするとともに、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止に寄与するもの ②事務費、補助金等 ③需用費(消耗品費、印刷製本費)=166千円 役務費(郵便料)=152千円(110円×1,380通) (デジタルサイネージ掲載料)=90千円 補助金=35,000千円(40千円/件×875件) ④市民(市内に住民登録を有する者、市税の滞納がない者等の要件を満たす者)	R7.4	R8.1
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策介護保険事業所給付金(R6補正分)	①エネルギー価格や物価の高騰等に直面し、厳しい経営状況を強いられる介護事業所に対して、定額給付を行うことで介護サービス事業の運営継続を支援する。 ②給付金 ③市内37事業所 ※令和7年1月から令和7年3月までにサービス提供実績がある介護事業所、介護施設等。・通所系、訪問系:25,000円×22事業所=550,000円 ・入所系:50,000円×15事業所=750,000円 給付予定合計1,300,000円 ④高知県支援対象外の市内介護事業所・介護施設等	R7.6	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援給付金((R6補正分))	①原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対し、障害福祉サービス等事業量を確保することを目的として定額給付を行い、事業継続を支援する。 ②給付金 ③5事業所×25千円=125千円(※令和7年1月から令和7年3月までにサービス提供実績がある障害福祉サービス提供事業所等。) ④市指定障害福祉サービス事業所等	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育施設物価高騰対策支援事業((R6補正分))	①物価高騰等により経営に影響を受けている市内民間保育施設を支援するため、価格高騰している光熱費の一部を補助するもの。 ②補助金(補助率10/10以内、上限5万円/1施設) ③補助対象施設 6施設 補助額見込50,000円/件×6施設=300千円 ④四万十市内に住所を有する民間保育施設 補助対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日	R7.6	R8.3
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策支援病院事業会計繰出金(R6補正分)	①エネルギー価格等の高騰による影響により、より厳しい経営状況となっている市民病院に対し、給食材料費、光熱費及び燃料費の高騰分を支援し、住民の日常生活に欠かせない医療提供体制の維持を図る。 ②病院事業会計に繰り出し、給食材料費、光熱費及び燃料費の増加前と比較し増加額を交付対象経費とする。 ③給食材料費 3,134,463円 光熱費 6,067,254円 燃料費 2,058,170円 合計11,259,887円 光熱費及び燃料費、給食材料費に係る高騰分の合計を対象経費(事業費)とした。【対象経費総額11,259,887円】 ○光熱費及び燃料費【光熱費 6,067,254円、燃料費2,058,170円】 R2.9月～R3.8月(1年間)の各月の金額を高騰前の基準額とし、R5.12月～R6.11月の期間における各月比の増額分の合計を対象経費としている。(R3.9月～R5.11月の増額分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) ○給食材料費【3,134,463円】 【直接購入分】664,224円 R3年度から病室44床(4階病棟)を休床したところからそれ以前ものとの比較が難しいため、44床休床後のR3.4月～R4.3月(1年間)の各月の金額を基準額とし、R5.12月～R6.11月の期間における各月比の増額分の合計を対象経費としている。(R4.4月～R5.11月の増額分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) (委託分)2,470,239円 R5年度(R5.4月)から委託の患者・患者外給食材料費が値上げとなったため、値上げ前のR4年度(R4.4月～R5.3月)の各月の金額を高騰前の基準額とし、R5.12月～R6.11月の期間における各月比の増額分の合計を対象経費としている。(R5.4月～R5.11月の増額分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) ④四万十市立市民病院(病院事業会計)	R7.10	R7.10
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営費高騰対策支援金	①農業生産資材の価格が高騰する中、市内農業者の経営に与える影響を緩和し、経営の安定を図ることを目的として支援金を支給する。 ②補助交付金:農業経営費(肥料費、農薬衛生費)の高騰分(定額交付3万円)、認定農業者への加算(定額交付2万円) ③9,000千円(農業者畜産以外300人×30,000円) 2,480千円(認定農業者124人×20,000円加算) ④令和6年中の農業収入のうち販売金額が50万円以上の者	R7.6	R7.12
10	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	飼料高騰対策支援金	①飼料価格等が高騰する中、市内畜産農家の経営に与える影響を緩和し、経営の安定を図ることを目的として支援金を支給する。 ②補助交付金:飼料費高騰分(定額交付5万円) ③350千円(50,000円×7人) ④畜産農家:令和6年中の農業収入のうち販売金額が50万円以上の者	R7.6	R7.12
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業者エネルギー価格高騰対策支援事業	①物価高騰により影響を受けている市内の中小事業者等に対し支援金を交付することで、市内で運営する事業所及び店舗の事業継続を支援し経営の安定を図る。 ②支援金、郵便料 ③対象経費支払額により5段階で支援 50,000円×443件=22,150千円 40,000円×46件=1,840千円 30,000円×56件=1,680千円 20,000円×37件=740千円 10,000円×25件=250千円 合計26,660千円 支援金26,660千円+郵便料70千円=26,730千円 ④要件を満たす市内事業者	R7.6	R8.3
12	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策販路拡大支援事業	①原油価格や物価の高騰等により、市内中小企業者の経営環境が厳しい状況のなか、意欲的に新たな市場開拓に取り組む事業者の販路開拓の負担を緩和し、本市産業振興にの活性化と発展に寄与する。 ②補助金(出展料、展示装飾費、送料、旅費) ③補助上限額 300千円×2件=600千円 ④市内中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者)	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設光熱費高騰対策事業費(物価高騰緊急対策)	①光熱費が高騰している直接住民の用に供する施設において、高騰相当額に交付金を充てることで、公共施設の安定的な運営を維持するとともに、公共サービスの質の低下や利用者負担の増加を避けることを目的とする。 ②令和6年度における光熱費の高騰相当額(令和6年4月から令和7年3月末日までに支払った電気料と令和3年4月から令和4年3月末日までに支払った電気料の差額) ③令和6年度実績額125,473,593円ー令和3年度実績額106,015,084円 ＝高騰相当分19,458,509円 ④学校、保育所、体育施設等、直接住民の用に供する施設	R8.3	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策支援病院事業会計繰出金(R7予備費分)	①エネルギー価格等の高騰による影響により、より厳しい経営状況となっている市民病院に対し、給食材料費、光熱費及び燃料費の高騰分を支援し、住民の日常生活に欠かせない医療提供体制の維持を図る。 ②病院事業会計に繰り出し、給食材料費、光熱費及び燃料費の増加前と比較し増加額を交付対象経費とする。 ③給食材料費 1,066,718円 光熱費 3,300,197円 燃料費 1,583,974円 合計 5,950,889円 ■光熱費及び燃料費【光熱費 3,300,197円、燃料費 1,583,974円】 R2.9月～R3.8月(1年間)の各月の金額を高騰前の基準額とし、R6.12月～R7.4月の期間における各月比の増減分の合計を対象経費としている。 (R3.9月～R6.11月の増減分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) ■給食材料費【1,066,718円】 (直接購入分) 357,749円 R3年度から病室44床(4階病棟)を休床したところからそれ以前ものとの比較が難しいため、44床休床後のR3.4月～R4.3月(1年間)の各月の金額を基準額とし、R6.12月～R7.4月の期間における各月比の増減分の合計を対象経費としている。 (R4.4月～R6.11月の増減分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) (委託分) 708,969円 R5年度(R6.4月)から委託の患者・患者外給食材料費が値上げとなったため、値上げ前のR4年度(R4.4月～R5.3月)の各月の金額を高騰前の基準額とし、R6.12月～R7.4月の期間における各月比の増減分の合計を対象経費としている。(R5.4月～R6.11月の増減分については、これまでに地方創生臨時交付金で措置しているため対象外としている。) ④四万十市立市民病院(病院事業会計)	R7.10	R7.10
15	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対策介護保険事業所給付金(R7予備費分)	①エネルギー価格や物価の高騰等に直面し、厳しい経営状況を強いらられる介護事業所に対して、定額給付を行うことで介護サービス事業の運営継続を支援する。 ②給付金 ③市内37事業所(※令和7年7月から令和7年9月までにサービス提供実績がある介護事業所、介護施設等。)・通所系:50,000円×22事業所＝1,100,000円・入所系:100,000円×15事業所＝1,500,000円 給付予定合計 2,600,000円 ④高知県支援対象外の市内介護事業所・介護施設等	R7.10	R8.3
16	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援給付金(R7予備費分)	①原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対し、障害福祉サービス等事業量を確保することを目的として定額給付を行い、事業継続を支援する。 ②給付金 ③市内5事業所(※令和7年7月から令和7年9月までにサービス提供実績がある障害福祉サービス提供事業所等。)5事業所×50千円＝250千円 ④市指定障害福祉サービス事業所等	R7.10	R8.3
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	民間保育施設原油価格・物価高騰対策支援事業(R7予備費分)	①物価高騰等により経営に影響を受けている市内民間保育施設を支援するため、価格高騰している光熱費の一部を補助するもの。 ②補助金(補助率10/10以内、上限5万円/1施設) ③補助対象施設 6施設 補助額見込50,000円/件×6施設＝300千円 ④四万十市内に住所を有する民間保育施設 補助対象期間:令和7年4月1日～補助申請日(最長令和8年3月31日)	R7.10	R8.3
18	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策四万十市立小中学校児童生徒給食費一部免除事業(R7予備費分)	①原油価格や物価高騰に直面する子育て世代に対し、市が供給している給食費の一部免除することで家庭の負担を軽減する。 ②学校給食費3期分 ※給食費は給食材料費の財源とされているところ、給食材料費の歳出に対し給食費に代わり交付金を充当するもの。R6補正分の充充分から追加で増額される給食費部分に充当するもの。 ③学校給食費(減免:9～11期 月額50円)×児童・生徒数(R7年度見込) 1人当減免額50円×3期49日＝2,450円 小学校児童数 1,438人、中学校生徒数:662人、合計:2,100人 2,450円×2,100人＝5,145,000円 ④四万十市立学校給食センターで給食を提供する児童・生徒の保護者(教職員等を除く) 小学校13校、中学校3校	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
19	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電力等価格高騰対応自治会省エネ型街灯整備補助金	①エネルギー価格高騰により電気料金の負担が増大している市内各地区の街灯・防犯灯の設置者が、LED街灯に交換し、省エネルギー化を図ろうとする際の経費の一部を補助することで、設置者を支援する。 ②補助金(1灯あたり補助対象限度額3万円×補助率2/3) ③補助額見込2,480千円(補助率2/3、上限2万円×124灯) ④省エネ型(LED)街灯を設置する自治会	R7.4	R8.3
20	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	鉄道経営支援事業(物価高騰対応)(R7予備費分)	①物価高騰により厳しい経営状況が続くなか、市民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、中村・宿毛線の経営安定のための支援を実施。 ②四万十市鉄道経営助成基金負担金のうちR2を基準とした燃料費高騰相当分に活用 ③61,752千円(R7)-34,905千円(R2)=26,847千円 26,847千円×0.195925(市負担割合)=5,259,998円 ④土佐くろしお鉄道株式会社	R7.4	R8.3
21	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通運行事業(物価高騰緊急対策)	①市民生活に必要不可欠な地域公共交通を維持するため、原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対し、燃料費高騰分を補助するもの。 ②補助金 ③R3燃料費とR7燃料費との差額 7,506,961円(R7)※R6実績ベース-5,644,901円(R3)=1,862,060円 ④事業実施者	R7.4	R8.3
22	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通運行委託事業(物価高騰緊急対策)	①原油価格・物価高騰等の影響を受けた市民生活に必要な地域公共交通について、高騰相当額に交付金を充てることで、安定的な運営を維持するとともに、利用者負担の増加を避けることを目的とする。 ②令和7年度における燃料費の高騰相当額(R7燃料費(R6実績ベース)とR3燃料費の差額) ③2,409,000円(R7)-1,998,948円(R3)=410,052円 ④公共交通利用者	R7.4	R8.3
23	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	鉄道経営支援事業(物価高騰対応)(R6補正分)	①物価高騰により厳しい経営状況が続くなか、市民の日常生活に必要な公共交通を維持するため、中村・宿毛線の経営安定のための支援を実施。 ②四万十市鉄道経営助成基金負担金のうちR7人件費高騰分に活用 ③25,100千円(賃上げ分)×0.195925(市負担割合)=4,918千円 ④土佐くろしお鉄道株式会社	R7.4	R8.3